

島根労働局発表
令和5年3月22日

担当 島根労働局職業安定部職業対策課
課長 後藤 宏光
地方障害者雇用担当官 佐藤 勇生
TEL 0852-20-7021

「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定しました

～ 県内第8号(雲南市内の介護事業 認定第1号)は 社会福祉法人よしだ福祉会 ～

～ 県内第9号(島根県内の紙加工品製造業 認定第1号)は 大昌株式会社 ～

島根労働局(局長 みやぐち しんじ 宮口 真二)は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(以下「もにす認定制度」)で島根県内第8号、第9号の認定を行いました。

認定式は、以下のとおり行います。

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、島根労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。認定をご希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定マーク【もにす】

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

○認定式

- 1 日 時 令和5年3月28日(火)14時から
- 2 場 所 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局専用大会議室
- 3 認定事業主 社会福祉法人よしだ福祉会 理事長 藤原 伸二
(雲南市吉田町深野84番地6)
大昌株式会社 代表取締役社長 下手 将人
(松江市玉湯町布志名767-51)

「みなさまに必要とされる施設を目指して」

社会福祉法人 よしだ福祉会（雲南市）

- 障害のある社員 5 名（身体障害者、知的障害者、精神障害者（内 1 名は法定雇用率の算定対象外））を雇用しており、令和 4 年 6 月 1 日現在の法定雇用率（2.3%）の 3 倍を超える実雇用率（10.87%）を維持している。
- 障害者雇用にあたっては、特別なことをしているという意識はなく、縁あって採用した方がたまたま障害者だったと考えている。
- これまで採用した障害者は、訓練校を卒業し地元で仕事を探していた方や養護学校の実習を経て採用した方など採用経過はそれぞれである。中には、障害があるが働きたいと相談がありハローワークと協議しながら採用した例もあった。
- 本法人は、地域に根ざした法人であることから、地域に貢献するためにも障害の有無に関わらず、採用を行っている。
- 本法人の障害者は、介護業務に従事する者、清掃業務に従事する者など障害の種類に応じ、様々な業務に従事しており、基本的に障害のある職員も障害のない職員も分け隔てなく同じように働いている。そのうえで、各職員が障害について理解するように努めており、支援が必要な場面においては、管理者を中心に支援を行っている。
- また、理事長自ら障害について理解するため島根県の主催する「あいサポートメッセージ養成研修」を受講するなど、法人全体として、障害を理解するよう努め、障害者が働きやすい職場づくりを進めている。

【事業内容】 社会保険・社会福祉・介護事業

健康づくり介護予防(リフレッシュセンター)、介護に関する事業、居住事業、研修センター(初任者研修・実務者研修)ほか地域づくりや人材育成に取り組んでいる。

【所在地】 島根県雲南市吉田町深野 84 番地6

【従業員数】 46 名

「感謝と“縁”を結ぶ「ありがとう」の創造」

大昌 株式会社（松江市）

- 障害のある社員2名（知的障害者、精神障害者）を雇用しており、令和4年6月1日現在の法定雇用率（2.3%）の2倍を超える実雇用率（5.26%）を維持している。
- 先代社長の頃から、障害者の作業所に内職を依頼していたことから、元々障害者雇用に対する土壌があった。
- 平成17年にハローワークの紹介により知的障害者を雇用し、その後も、近隣の養護学校から職場実習の受け入れを行っていた。
- 職場実習の実施にあたっては、養護学校の先生と綿密な打ち合わせなどを実施し生徒本人の障害特性や体力面などを考慮した実習を行った。
- その後、平成29年度及び平成30年度に実習を行っていた養護学校の生徒について、実習を通して習得した技能を生かすために、平成31年度に採用した。
- 当該養護学校の生徒の採用後、養護学校、島根障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター及びハローワークと連携し、定期的に支援会議を行い、障害特性に配慮し、落ち着いて業務を修得できるよう配慮しており、現在も職場へ適応できている。
- 自社の支援担当者についても、障害者に係る知識を習得したうえで支援を行う必要があると考えており、専務取締役をはじめとする3名の従業員が障害者職業生活相談員資格認定講習を受講・修了し、日常的な障害者の支援を行っている。
- 以上のとおり、障害者雇用に係る模範的な取り組みを行っていることが認められ、令和4年の障がい者雇用促進フォーラム（松江会場）において、専務取締役が講演を行っている。

【事業内容】 段ボール箱・紙製容器製造、梱包資材等の販売

段ボール製品を主とした梱包・包装製品の企画・設計を行っており、希望の製品について、オーダーメイドによる製造も行っている。

【所在地】 島根県松江市玉湯町布志名 767-51

【従業員数】 38名

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
		良	2点	良				2点		
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点	
	優良		1点	優良				4点		
	良		1点	良				2点		
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点	
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点	
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点		
			優良	1点	良			2点		
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)		
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点		
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点		
			⑧働き方	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		優良		1点	優良				1点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	⑰質的側面		特に優良	2点		
			優良	1点			優良	1点		
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)		
優良			1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)			
取組関係の合格最低点					合計の合格最低点					20点 (満点50点)

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、島根労働局、ハローワークへお問い合わせください。